

ハラスメント行為を禁止する法制定を求める意見書

ジュネーブで開かれている国際労働機関（ILO）の年次総会は、職場におけるセクシャルハラスメントや暴力をなくすための国際基準を議論している。

国際基準議論のもとになったILO事前調査によると、セクシャルハラスメントの法的規制がある国は80カ国のうち60カ国に上り、日本は「法的規制がない20カ国」に含まれている。国内法ではセクシャルハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ケア（育児・介護）・ハラスメントの防止措置義務はあるが、ハラスメント行為そのものを禁止する規定はなく、ハラスメント全般を規制する法律も制定されていない。

先般の財務省の次官によるセクシャルハラスメント事件やそれへの不適切な対応により、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントを含めハラスメントのない職場・地域社会をつくるための法的規制の確立が必要である。ハラスメントの根絶に向け実効性ある施策の法制化を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月12日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長

佐久間 孝光

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

総務大臣

女性活躍担当大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

厚生労働大臣